

## 平成22年度第6回社会福祉審議会「福祉施策のあり方検討専門分科会」摘録

日 時：平成23年3月16日（水）19時～21時

場 所：ホテルルビノ京都堀川 2階「加茂の間」

出席委員：奥山茂彦委員，仙田富久委員，西晴行委員，浜岡政好委員，宮本義信委員，  
矢島里美委員，山手重信委員，村井信夫委員

欠席委員：安宅義人委員，源野勝敏委員，菅原幸子委員，関川芳孝委員，古村正委員

### — 開会 —

#### 【事務局】

ただいまから平成22年度の第6回福祉施策のあり方検討専門分科会を始めさせていただきます。委員の皆様方におかれましては、御多忙中のところ御出席賜り、誠にありがとうございます。本日はすけども、安宅委員，源野委員，菅原委員，関川委員，古村委員におかれましては、御都合により欠席との連絡を頂戴しております。

続きまして、お手元資料の確認でございますが、『本日の次第』、『隣接し合う市営保育所の乳幼一体・併設化について』という書類，並びに『市営保育所の今後のあり方について第6回討議資料』を配布させていただいております。以上御確認いただきたいと存じます。

それでは、以降の進行については浜岡会長にお願いしたいと存じます。会長，よろしくお願いたします。

#### 【浜岡会長】

先日、東北関東大震災が起こりまして、多くの方々が被害を受け、今でも多くの方々が避難されている、また、多くの方々が亡くなられましたけれども、本分科会としてもお見舞いとお悔やみの気持ちを表して、本日の議事をはじめさせていただきたいと思ひます。

それでは、議論に入ります前に、本分科会から京都市に対しまして12月に提出した市営保育所の今後のあり方（中間意見）を踏まえまして、京都市の方で本年4月から実施することになりました、隣接し合う市営保育所の乳幼一体・併設化の概要につきまして最初に御説明いただきたい。よろしくお願いたします。

#### 【事務局】

それでは、お手元の資料、「隣接し合う市営保育所の乳幼一体・併設化について」でございます。

昨年12月に、本分科会から「市営保育所の今後のあり方について（中間意見）」を御提

出いただきました。その中で、速やかに改善する必要がある事項としていただいた御意見を踏まえまして、増大する乳児の待機児童の解消と地域の保育ニーズに速やかに応え、また、乳幼一貫保育の更なる展開や効果的な施設の活用等を進めることを目的に、本市といたしまして、本年4月から、5箇所10保育所の乳幼一体・併設化を実施するとともに、併せて必要な特別保育事業を開始することといたしましたので、その内容について御報告させていただきます。

まず、北区にごございます楽只保育所、これは幼児保育所でございます。これと楽只乳児保育所、これは乳児保育所でございます。この2つにつきましては、これを楽只保育所といたします。

これに伴い、乳児の定員を10名増加し70名から80名へとする一方で、幼児の定員を10名減員し110名から100名へと受入枠の見直しを行います。現行の総定員、幼児保育所と乳児保育所を合算しました180名につきましては変更ございません。

また、現在、楽只保育所と楽只乳児保育所で実施している延長保育事業は楽只保育所としまして引き続き実施するとともに、楽只乳児保育所で実施しておりました一時保育事業につきましては楽只保育所として引き続き実施いたします。

続きまして、左京区にごございます養正保育所、これは幼児保育所でございます。これと養正乳児保育所、これは乳児保育所でございます。この2つにつきましては、これを養正保育所といたします。

これに伴いまして、乳児の定員を15名増加し75名から90名へとする一方で、幼児の定員を15名減員し120名から105名へと受入枠の見直しを行います。現行の総定員、幼児保育所と乳児保育所を合算しました195名につきましては変更ございません。

なお、現在、養正保育所と養正乳児保育所で実施している延長保育事業は養正保育所として引き続き実施いたします。

裏面を御覧ください。

東山区にごございます三条保育所、これは幼児保育所でございます。これと三条乳児保育所、これは乳児保育所でございます。この2つにつきましては、これを三条保育所といたします。

これに伴いまして、乳児の定員を5名増加し50名から55名へとする一方で、幼児の定員を5名減員し60名から55名へと受入枠の見直しを行います。また併せて、新たに延長保育事業を実施いたします。現行の総定員、幼児保育所と乳児保育所を合算しました110名につきましては変更ございません。

なお、現在、三条乳児保育所で実施している一時保育事業につきましては三条保育所として引き続き実施いたします。

続きまして、下京区にごございます崇仁第一保育所、これは幼児保育所でございます。こ

れと崇仁第二保育所，これは乳児保育所でございます。この2つにつきましては，これを崇仁保育所といたします。

この2つにつきましては，乳幼一体・併設化と併せた受入枠の見直しは行いませんが，新たに延長保育事業を実施いたします。定員につきましては，延長保育事業の実施によるニーズの動向等も踏まえ，次年度以降に改めて見直しを検討してまいりたいと考えております。

なお，現在，崇仁第二保育所で実施しております一時保育事業につきましては崇仁保育所として，引き続き実施いたします。

続きまして，最後に南区でございます久世第二保育所，これは幼児保育所でございます。これと久世保育所，これは乳児保育所でございます。この2つにつきましては，これを久世保育所といたします。

こちらにつきましても，乳幼一体・併設化と併せた受入枠の見直しは行いませんが，新たに一時保育事業を実施いたします。

隣接し合う市営保育所の乳幼一体・併設化に関します説明は以上でございます。

#### 【浜岡会長】

それでは，本日の審議案件の方に入っていきたいと思います。

前回の議論では，事務局から市営保育所で働く職員の意見，または民間保育園と市営保育所の今後の役割につきまして，色々と論点が示されて，その説明を受けまして，その後に，委員の皆さんから様々な御意見をいただきました。

今回は，審議の視点に沿った議論をさらに深めていきたいと思っておりますが，これまで委員の皆様からいただきました御意見を踏まえて，項目ごとに市営保育所の役割等につきまして，事務局案として整理されたものを資料として出させていただいております。これについてまず説明を受けた後に，議論をしていきたいと思っておりますので，事務局の方から最初に御説明をお願いしたいと思います。

#### 【事務局】

それでは，お手元の資料，「市営保育所の今後のあり方について 第6回 討議資料」を御覧ください。

右の1ページから3ページにかけて，「民間保育園と市営保育所の今後の役割について（各委員の意見）」としまして，前回の分科会で御議論いただいた項目ごとに，これまでに皆様から出た御意見を抜粋してまとめております。どうか御参考願いたいと存じます。

続きまして，5ページ，「民間保育園と市営保育所の今後の役割等について（個別検証）」でございます。こちらにつきましては，これまでの分科会におきます，皆様の御意見や御議論等を踏まえ，項目ごとに，市営保育所の役割等につきまして，事務局案としてまとめ

させていただいたたものでございます。項目ごとに読み上げさせていただきたいと存じます。

まず、1の「民間保育園と市営保育所が行う保育内容について」でございます。以下、読みあげさせていただきます。

民間保育園，市営保育所に関わらず，目指す子どもの姿は同じであり，保育所保育指針に則した保育が実践されるべきである。ただし，それぞれの保育観の違いなどからその過程における違いは存在する。

すべての市営保育所においては，保育所保育指針に則った保育を丁寧に実践し，一定の保育水準が提供されている。また，民間保育園においては，質の高い保育が実践されている民間保育園がある一方で，設立後間もないため，保育水準の向上が必要である民間保育園もある。

以上のことを考慮すると，民間保育園や市営保育所に関わらず，各保育所が実践する保育の過程に違いがあつたりしても，目指す子どもの姿は同じであることから，民間活力を積極的に導入できる部分であり，市営保育所において現状の保育内容を引き続き実践することについて特段の理由は見当たらない。

次に2の「年度途中入所への対応について」でございます。

待機児童の解消や経営の安定のため，多くの民間保育園においては年度当初から定員を充足させているのに対し，市営保育所においては年度当初に定員割れを起こしている保育所が多く存在する。このため，年度途中に入所の希望があつた場合，民間保育園においてもわずかな余裕の範囲で積極的な受入れが行われているが，比較的余裕のある市営保育所に入所する場合も少なくなく，結果として，民間保育園と比べて市営保育所の方が年度途中の児童の増加率が高くなっている。

年度途中入所については，緊急のニーズへの対応も含め，一定数の入所枠を確保しておくことは重要である。しかし，市営保育所と比べて受入割合が少ないとはいえ民間保育園においても年度途中入所への対応はされており，受入総数においては民間保育園が市営保育所を上回っている現状を考慮すると民間活力を積極的に導入できる部分であり，市営保育所がその役割を担うことについて特段の理由は見当たらない。

ただし，経営の観点から民間保育園においては年度当初から多くの児童を受け入れる必要があり，途中入所枠を残すことに困難な面があることを踏まえ，市営保育所において年度途中の保育需要に対する入所調整を行っていることについて考慮する必要がある。

次に3の「障害児や特別な配慮を必要とする児童への対応について」でございます。

民間保育園においても十分な実践がなされているが、市営保育所のある全行政区で、市営保育所が入所児童に対する受入割合において民間保育園を上回っており、平成22年4月1日時点の受入割合は、市営保育所の平均が7.56%、民間保育園が2.46%となっている。

民間保育園と比べ市営保育所の方が受入割合が高くなる要因として障害児に対する職員加配の違いが考えられるが、現状においても障害児加配の対象となる児童を市営保育所の平均以上受け入れている民間保育園が存在することを考慮すると民間活力を積極的に導入できる部分であり、市営保育所がその役割を担うことについて特段の理由は見当たらない。ただし、一方で、受入れのない民間保育園が全体の約3割存在するなど、民間保育園の中でも大きな分布差が見られる。

障害のある子どもも地域で等しく生活が出来るよう、障害児について民間保育園と比べ職員配置の充実した市営保育所で受入れを行いつつも、保育行政として障害児保育全体のあり方を検討する必要がある。

次に4の「被虐待児や気になる子どもへの対応について」でございます。

民間保育園においても十分な実践がなされているが、市営保育所が入所児童に対する受入割合において民間保育園を上回っており、平成22年6月時点の受入割合は、市営保育所の平均が2.55%、民間保育園が1.34%となっている。また、平成21年度における年度途中入所の児童のうち、児童虐待に係る入所決定等を行った児童の状況についても、市営保育所の受入割合が民間保育園を上回っている。

このように、民間保育園と比べ市営保育所の方が受入割合が高くなっているが、受入総数では民間保育園が市営保育所を上回っている。被虐待児や気になる子どもに対して特別な職員加配がなされていない状況であっても、民間保育園や市営保育所に関わらず等しく受入れていく必要があることから、民間活力を積極的に導入できる部分であり、市営保育所がその役割を担うことについて特段の理由は見当たらない。

しかし、現状の保育所における実践は、入所児童とその保護者等に対する支援が中心となっているため、子育てに対する高い知識と豊かな経験を有する保育士が地域で活動している現状を有効に活用し、保育所に入所せず、地域で生活している児童や保護者等に対する虐待の発見・ケア・防止の観点からの支援についても積極的に行っていくべきである。

被虐待児や気になる子どもへの対応については、民間保育園や市営保育所に関わらず今後充実すべき分野であり、民間保育園での支援がより広く行き渡るまでの間、市営保育所は実践の一層の展開について積極的に取り組んでいくべきである。

次は5の「地域子育て支援について」でございます。

民間保育園，市営保育所のどちらにおいても入所児童への保育を行うとともに，地域の実情や当該保育所の体制等を踏まえ，子育て相談や園庭開放等，地域の保護者等に対する子育て支援が積極的に行われている。

市営保育所（16箇所）においてはこれらの支援に加えて専任の保育士を配置し，地域子育て支援拠点事業を展開していることから，各区・支所の福祉事務所や保健センターと連携し，地域の子育て家庭のうち，養育不安の保護者や気になる子どもの支援のための家庭訪問の実施，地域の子育てサークルの育成・支援等，本市の直営の保育所として認可保育所の機能を越えた取組が展開されている。

しかしながら，これらの取組については，本来的にはそれぞれの地域の保育所において実施されるのがふさわしいが，市営保育所のない行政区においては，隣接する行政区の市営保育所がその役割を担っている状況にある等の課題も見られる。

現状では市営保育所特有の役割として考えられるものも見られるが，そもそも保育所とは，民間保育園，市営保育所の区別に関わらず，子育てに対する高い知識と豊かな経験を有する保育士が地域で活動する場の一つであって，地域における在宅の児童や保護者に対する支援の一翼を担うことは十分に可能であると考えられることから，民間活力を積極的に導入できる部分であり，市営保育所がその役割を担うことについて特段の理由は見当たらない。

そうしたことから，民間活力を導入する場合にあっては，児童福祉センターや各区・支所の福祉事務所や保健センターとの連携を図りながら，地域全体を把握し，児童館や子育てサークル等の社会資源との連携，支援，育成を行うとともに，支援が必要な子育て家庭への家庭訪問の実施など，現在，市営保育所において展開している地域子育て支援拠点事業の取組について，より効果的に民間活力が発揮できるよう，地域子育て支援拠点事業のあり方を検討する必要がある。

次は6の「地域の新たな保育ニーズへの対応について」の「(1) 特別保育事業」についてでございます。

#### 「ア 延長保育」

民間保育園，市営保育所のどちらにおいても同様の時間帯で実施されている。また，これに係る公費負担を比較すると，市営保育所が民間保育園を上回っている。

#### 「イ 一時保育」

民間保育園，市営保育所のどちらにおいても実施されており，事業の内容や実施箇所数の増設など，保護者の就労形態の多様化，傷病等による緊急時，また，リフレッシュ等に対する支援策の一つとして，市民のニーズが高まっている事業である。1箇所あたりの利用状況は，実施している行政区のすべてにおいて市営保育所が民間保育園を上回っている。

また、これに係る公費負担を比較すると、市営保育所が民間保育園を上回っている状況にある。

「ウ 休日保育」

民間保育園、市営保育所のどちらにおいても同様の内容で実施されている。また、これに係る公費負担を比較すると、市営保育所が民間保育園を大きく上回っている。

次は、(2)の「その他」でございます。

24時間保育等、社会状況の変化により新たに保育ニーズが高まっているが、現在実施されていない、又は十分に展開されていない場合であって、新たな財政面の支援なしには民間保育園での実施が困難であると思われる事業については、行政直営の保育所として、市営保育所がモデル的に先行実施するなどの検討が必要である。

説明につきましては以上でございます。どうかこの場の御議論、御検討をよろしく願います。

【浜岡会長】

事務局の方で、これまでの委員の皆様から出たものを素材にしながら、論点を整理されてまとめられたということですが、この内容につきまして、委員の方から率直な御意見をいただけたらと思います。

【委員】

この前からずっと議論をさせてもらって、中間意見がなされて、これから本格的に市営保育所の経営をどのようにしていくのか、ということが根本的な問題になるのではないかと考えております。

私は、この専門委員会の議論を通して知り得たところでは、市営保育所と民間保育園で、それぞれの性格や特色の違いはあったとしても、基本的には保育の質においては保育指針に従って行われていることであり、そう大きな優劣はないものと考えております。今まで市営保育所は、どこを切っても同じ金太郎飴のようなものだという先入観を持っておったんですけども、壬生保育所に寄せていただいたら、異年齢クラスのずいぶん思い切った縦割り保育をされているのを見て、驚きました。改めて私どももその認識を新たにして、その意欲に感銘を受けたわけでありました。このような挑戦は、民間保育所にも何例もあり、互いに頑張っていかなければならないと考えております。

私自身が、今後の保育を考えるに当たって、一つは「保育に欠ける」という要件、これについては、仕事を持つ保護者を支援していく、引き続き重い課題であろうと思います。「保育に欠ける」要件は、今後入所選考の過程では考慮しないと言われても、私どもはや

はり、これは重視していかなければならないと思っております。まして、児童虐待、障害児の対応について、市営は比較的手厚い、いわゆる手間のかかる保育を積極的に取り組んでもらっているわけで、その趣旨からみて、さらに充実させてもらいたいと思っているわけであります。

ただ、これらの対応について、すべての市営の保育所に担っていただくなくても、民間園も同様に取り組んでいるわけでありますから、それぞれ行政区ごとに、市営保育所が1、2箇所あれば、後は民間園が十分カバーしていけるのではないかと考えますと、それ以上の市営保育所は経営的にも、民間園と同じ土俵の上に立つべきであると思っております。そして、その上で民間園と競合するなり、あるいは、民営化するということも、これはやはり考慮すべきではないかと思っております。

そこで、その主たる理由を何点か申し上げたいと思います。

一つは、基本的に市営保育所と民間保育所を比較した上で改めて言えるのは、市営保育所の人件費が非常に高いということであります。いろいろあっても、このコストの問題というのは、経営の基盤の問題でありますから、根本的に考えていかなければならないかと思っております。

市営保育所は、国から一般財源として予算が降りてくるわけでありますけれども、その中に繰り込まれているわけでありますから、これまでと比べて、事実上の減額になってしまっているのではないかと思います。そして、その足りない部分は、京都市が補っている。市は、継ぎ足しを随分して、実質的には市負担が相当増えているのではないかということが考えられるわけであります。そして、総運営費の中で子ども1人当たり、市営と民間とを比較いたしますと、資料にもありましたように、市営は1人当たり180,629円です。われわれ民間園は96,210円と半分であります。そして市の継ぎ足し額は、95,639円、民間園は17,791円で5.4倍と違うわけでありますし、またさらに、職員1人当たりの年間支払額は、市の場合は共済費も含めると770万円、ところが民間は550万です。給食調理員の場合は市が775万。民間は450万という数字になっておりました。また職員の各種手当の中で、これは額的には大したことはないのですが、民間に全くないものとして、変則勤務手当、社会福祉業務手当というものがあります。さらに、また民間にはない職員として作業員という職員が配置されている。そしてさらに、特例、休暇、休憩、障害、延長、施設加配、地域子育て加配、といろんな加配が市の場合はいっぱいあります。またさらに、職員の配置基準外の加配まであるということで、改めて驚いたわけであります。

それと、官民の間で一番大きな差があるというのは職員数の違いであります。一つは、職場訪問チームが訪問してその資料をもらったわけでありますけれども、これは、聚楽保育所です。非常に評判の良い市営ではモデル的な保育園でないかと私は思うんですけども、そこの子どもの定員が100名、しかし実入所数は118名おられるんです。乳児40名、幼児60名。職員は所長、副所長、保育士が常勤15名、フリーが5名、延長が2名、調

理員が3名、子育て拠点職員が2名、作業員が2名。全部で35名。100名定員で、35名おられます。

壬生保育所は、これは私が行かせてもらったところでありまして、定員は90名で実入所数が94名、そして職員数は34名という数字になっております。

自分の園で申し上げますと、園児数が150名、そして、待機児童対策で定員外が21名おります。そして、さらに自己都合なのですが私的児も7名おり、計178名おります。職員は保育士16名、調理員2名、用務員1名、フリー枠が2名ということでありまして。そして、非常勤の職員は8時間が4名、5時間が3名ということで26名でやっております。そして、定員は150名なんですけれども、障害児が5名おります。虐待児が2名おります。そして、特例児54名、延長保育対象児が4名、そして、乳児は0歳児が8名、1歳児が20名おります。比較的うちの園は平均よりもやや少ない程度だとは思っております。人手が少ないので、ちゃんとした保育がやれてないのではないかと、という懸念も持たれるかと思ひまして一言だけ申し上げますと、平成20年度に京都市で初めて第三者評価を受けております。これは客観的に見てもらって、そういった評価を受けたということでもあります。私はこの職員数の違いというのが、公立園と私立とで根本的に違うということで、非常に大きな課題であろうと思っております。

そして、京都市は平成16年7月に財政健全化プランを作成されておまして、この時に民間活力の導入、公立施設の民営化という方針を出しておられるわけでありまして、この前の本委員会の審議会では、和光寮の民営化ということがこの委員会でも課題になっていた、ということも聞いております。

私は、そういったもろもろの問題を考えますと、公私間の非常に大きな格差がそのままあるということで、逆に言いますと、市営保育所というものの経営のあり方を深く掘り下げて考えていかなければならないと思っております。以上です。

#### 【委員】

本日のまとめに目を通させていただいて、子どもを育て保護者を支援するという保育所の基本的な役割においては、公私間格差はないということを改めて感じさせていただきました。

その表現として、「市営保育所がその役割を担うことについては特段の理由は見当たらない」という表現になっているかと思うんですけれども、実際に実施するに当たりましては、やはり財源の不足、人的配置の不足が大きなネックになっているのではないかな、というふうに改めて感じさせていただいております。

特に障害児の保育についてですけれども、私個人としては障害児保育というのは保育の原点だと思っておりますので、障害児保育を通して様々な気づきであったり、学びがあったり、子ども自身にとっての心の育ちがあったりしますので、公私間格差、公私の関係なく絶対担っていきたいと思っております。ですから、ある地域だけに特定してされるのでは

なく、地域で育つ子どもとして、どの園もが障害児を保育できる環境を作っていただけるということを切に望んでおりますし、そのためには民営を公立並みに配置していただきましたら、もっともっと広がっていきますし、社会的役割を保育園として担っていけるのではないかと思います。

#### 【委員】

私は、「民間保育園と市営保育所の今後の役割等についての個別検証」の資料を読ませていただいて、ちょっと分からなくなってしまうところがあるので、そのへんについて少し事務局から補足をいただきたいと思います。

といいますのは、第1回の本委員会の時に審議の視点ということで、事務局からお示しいただいた文書の中に、利用者ニーズや保育所に求められる役割に応え、公民全体で本市の保育を向上させていく必要があります、ということで、この視点に沿って私たちは論議をしてきたのだらうと思うのです。で、今日出された文書も、その流れの中で委員各位が出された意見をまとめていただいて、分野ごとになっているのだらうと思うのですけれども、そうすると、少し意味が通らないというか、分からない部分があります。

例えば、1番の「民間保育園と市営保育所が行う保育内容について」のところの最後、3行ほど。「民間活力を積極的に導入する部分であり、市営保育所において現状の保育内容を引き続き実践することについて特段の理由は見当たらない」という表現になっている部分、同じ文章が2番、3番、4番、5番まであるんですけれども、それぞれ項目の立て方と、下の結びとの関係で合わない部分があるように思うんです。

例えば、本市においてはすでに民間の保育園が本当に大多数を占めていただいて、本市の保育の大多数を担っていただいて奮闘していただいているという中で、民間活力を積極的に導入できる部分というのはいかがなものかと、もうやられていることの後追いの追認でしかないわけですし、さらに分からないのは、「できる部分である」という表現なんです。例えば1番の項目であるとどこの部分なのか、というところが全く不明です。2番以降ですと、例えば2番は途中入所に対する対応というのが部分なのかな、と読めないこともないんですけれども、これが例えば本審議会での論議のまとめとして、そのまま表に出ていくということであれば、少し疑問を感じずにはおれません。

それから、さらに分からないのは、「市営保育所において現状の保育内容を引き続き実践することについて特段の理由は見当たらない」という部分です。これは何を指しているのでしょうか。現状の保育内容を変えて実践せよという意味なのでしょうか。市営保育所がやること自身が意味がないということであれば、第1回の問題提起とずいぶん違う内容のまとめ方になっているようですし、そんな論議をしてきたんでしょうか。もちろん2番以降のところでは、「ただし」とか「一方で」とか、そういう表現もしながら、市営保育所が当面担うべき重要な課題についても触れられてはいるのですけれども、ちょっと全体の意味が分からない部分があるので、補足の御説明をいただきたいと思っておりました。

**【浜岡会長】**

キーワードのような形で何箇所かに使われている言葉になっていますが、特に1番目の最後のところ、趣旨は、目指すところは同じであるというところから受けての展開だと思うのですが、同じでありながら同時に市営保育所の中でいろいろ取り組まれている保育内容、保育実践、そういったことについて「特段の」という言葉がついているので理解しにくい、といった御質問だったと思いますが。

**【事務局】**

今回、事務局案として出させていただきましたものにつきましては、これまで第1回から第5回までの分科会委員の皆さんの御議論をもとに作らせていただいたものでございます。今、お尋ねの点につきまして、先ほどからの御意見にございます民間も公営も同じ保育、同じ内容を目指している、こういう御意見がいくつかございました。そういった点を踏まえまして同じであると、一方でまたコスト論議もございましたけれども、そういうことを総合的にとらえますと、民間で行うことについて、ここでは肯定的な書き方をさせていただいておるものでございます。

1の部分というのは、保育総体を指したものでございます。無論、これはあくまでたたき台でございますので、この中でさらに御意見を賜りまして、私どもとしては、内容について、さらに盛り込んで、あるいは加除修正等も含めてさせていただきたいと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

**【事務局】**

若干付け加えますと、この1番の「市営保育所において現状の保育内容を引き続き実践することについて特段の理由は見当たらない」、この部分に委員から御質問がございまして、私ども市営保育所で行っております保育内容の実践については、これまでに2回ほど御説明をさせていただいたわけございまして、私どもとしては引き続き継続、また充実させていきたいと考えております。

ただ、ここに書かせていただいておりますように、基本的には目指すべき子どもの姿というのは同じである、というものでございますので、決してこれを私どもはそれぞれの民間保育園さんに至るまで、すべてあまねくものであるべきだ、という考えで立っているわけではございませんし、それはそれぞれのあり様はあるだろう、という意味でとらえております。

ですので、ここに書かれておりますのは、私どもは引き続き実践していくことについて特段の理由はない、というのは、もうやめるという意味合いで書いたものではございませんので、その点は恐れ入りますが御理解願いたいと思っております。

### 【委員】

このまとめを見させていただいて、京都の場合はやはり民間が中心になって保育が進められてきたのは事実ですし、そういうことで、ここの表現も特段の理由がないということは民間への移行が可能だということを、京都市も一定は理解を示している、新たにできる部分も民間の保育所でほとんどが新規も対応しているということなんで、民間の移行は可能だということが言われている。結局は、コストが民間に比べて行政が掛かりすぎているということが問題点だというのが、究極そこになってくるのではないかと思います。質的な部分では、あまり民間も行政も違いがなければ、問題になっているのは、コストをどうしていくのかということだと思うのですが、この中で、京都市は経営という部分から見ていたら、リスクがある部分、例えば途中入所では、当初から満杯であれば経営的には一番安定できるけれども、そういう、リスクは民間が背負うのではなくて、行政が出来るだけ背負う。また、障害児の部分もできるだけ行政が担ってきた、そういうことがある意味では優先して、そういう部分でコストも若干高めになってきた。

それと職員の給与の単価差といいますか、これは勤続年数によって給与というのは、やっぱり公務員であって勤続給というのか、単価差が出てきているというように表れているのかなと思っておりますけれども、これからどうしていくのかというと、そのリスクをどれだけ民間が負っていけるのかと思います。

例えば中途から空きが起こってもそれをどういう形でカバーできるのか、何かそういうシステムみたいなものを考えたら、市営保育所も民間保育園にバトンタッチできていくという方向が一步進める。そういうことが、京都市の今回の表現では、いけるのかなとは思っております。これから一步進んだ民間保育所の対応といいますか、その部分も若干クリアしない限り、行政も「市営保育所を無くす」ということを単純にはできない課題が残っているのかな、という感じを持っております。以上です。

### 【委員】

討議資料6 ページ3の障害児や特別な配慮を必要とする児童への対応について、説明文の最後の行なのですけれども、保育行政として障害児保育全体のあり方を検討する必要があると、私はこの文言に対しては全面的に肯定したいと思うのです。つまり、民間を含めトータルに対応していく。さきほど委員が言われました、民間保育園も同じ土俵に立ってということですね。やはり、ネックになるのが財源確保の問題ではないのかな、というように思うのです。

ちょうど1年前プール制検討委員会において、市長に対して答申を行いましたプール制のあり方を巡って、そのポイントは各民間保育園が専門性を高める方向で、自由裁量、独自性を深め、強めていくということでありました。その必須の課題が、私は障害児保育ではないのかと考えているんです。そのためにはやはり財源確保の問題、ここを素通りすることはできないように思います。行政としても、今後の検討課題として、ぜひ御配慮いた

だければと思います。以上です。

**【浜岡会長】**

今回のキーワードに出ています「民間活力の積極的導入」という言葉ですが、ここの議論の中でいう民間というのは民間保育園であって、要するに社会福祉法人、いわゆる公益法人がやっている事業だということが大前提になっていると思うのですが、そういった意味では直営の市営保育所であろうと社会福祉法人が担う民間園であろうと、公共的な役割を共に担っているという共通性があると思うのですが、この言葉の使われ方によっては、例えば株式会社を含めて、そういうところまで行ってしまう可能性もある。そこまで意識してこの言葉が出てきているのか、というのはちょっと気になって、先ほど委員が「保育に欠ける」という、かなり保育の持っている公共性の観点で指摘をされたのですが、事務局が考えてられる、民間活力の積極的導入というのは、どのへんまでをイメージされておられるのでしょうか。

**【事務局】**

明確に株式会社まで含めるとかいったようなニュアンスで書いているということではございません。現実、社会福祉法人あるいは公益的な法人が、京都市におきましては民間ということでやっていただいておりますので、そういった状況の中でのみなさんの御発言を踏まえまして、書かせていただきました。これまでのみなさんの御発言の中で、民間企業も含めて、という御意見は確か分科会のなかでは無かったように理解をさせていただいております。

**【委員】**

私も、このあり方委員会では、民間企業の民間参入うんぬんではない、この場ではそういう議論までしない方がいいのではと思います。

今後の役割等について1から6まで、それぞれの項目で今までの議論を書いて資料を出していただいておりますけれども、民間も公営保育所の方も、すべて保育内容については同じ土俵の上で保育をして、競争、切磋琢磨していったらいいんじゃないかなと思います。その中で、常勤職員については公立の職員と民間の職員、格差はあってもいいんですけど、ただ、先ほど委員がおっしゃったように、いろんな加配がついている、この部分については、今後検討していただきたいと思っております。

**【委員】**

子どもは民間と言いながらも社会福祉法人ですから、あまり儲けてはいけません。それが大前提になっておりますから、監査で、少しお金が残っていると、これは社会福祉法人としては認められないと必ず言われるわけで、子どもは、保育を担っていること自体が公共

的なものであるという認識を持っております。

ただ、職員の採用とか、そういったことは自分でやらなければならない。子どもを何人措置してくれというのも、事実上は今までとあまり変わらずに市の方から何人ということ、きておるわけでありますから、そういう意味では、市営の保育所ともあまり変わっておらない。ただ、財務管理は、子どもは独自で採算をとらなければならないという最低ラインがありますから、これをきちっと守りながら、質の良い保育をしていくということに最大の力点を置いてやっているということの中での民間という話であります。

#### 【委員】

民間というと、多分に現在、社会福祉分野でいうと社会福祉法人だけではなくて、むしろ社会福祉法人も公の方に入れられて、株式会社、営利企業が参入できますよ、しなさいよ、というような動きがずいぶんある。京都市においては民間社会福祉法人が大々的に頑張っている状況の下でこの表現が使われると、非常に今までの論議と違う内容を指し示しているような気がしたんだろうな、と分かってきました。先生方が今まで御論議されてきたのも、そんなことを思っていないということでしたので、ここはやっぱり文面をはっきり改めていく必要あると思いました。

1番はちょっと論議は難しいのかなと思いますが、2番以降、件名の方が「市営保育所がその役割を主に担う必要があるか」という設定になっていて、ところが結びの方は、市営保育所がその役割を担うことについて特段の理由が見当たらない、となっているところが整合しない理由だと思います。市営保育所が主に担わなければならない特段の理由は見当たらないという表現に当然すべきではないかと思いますし、たたき台という意味での御提示だと思いますので、これは私たちが考えていく上で非常に大事な問題提起をいただいたということで、直すべきは直していったらいいのかと思った次第です。

それから、これだけの多岐にわたる内容を、どこからでも論議をというふうになると、ちょっと論議が散漫になる可能性があるのですが、これからの時間、2番なら2番、中途の増加の部分に限って、一定時間をかけて集中して論議するとか、その次は3番についてするとかいう感じで、1番の御論議は最後に持ってきて、個別の各論から進めた方がいいのかなと思いましたので、発言させていただきました。以上です。

#### 【浜岡会長】

6つに分けて、一応論点整理していただいているのですが、総論的な議論やりとりはこれまでのところかなり出てきたかと思います。今指摘されたように2番以降のところ、少し時間を取りながら議論を深めていきたいと思います。

年度途中入所について、というのは2の項目ですが、ここについてもかなりこれまで意見が出てきていて、実際、市営保育所と民間園のところかなり違い等も出ている。その違い等を含めて、どういうふうに理解するのかということと、それから、現在市営保育所

が、ここに指摘されている様に受入れで若干上回っているような状況があつて、これはいろんな事情の中でそうなっていると思うのですが、これらを積極的に評価するのか、それとも、特段の理由は見当たらないというかたちで、つまり、これは一定の体制があればどちらでもできる、ということでもあるかと思うのです。このあたりについてはどうでしょう。

#### 【委員】

年度途中入所という件、これは民間園にとっては4月1日の時点で子どもが何人いるのか、何歳児が何人いたかということで職員数が決まります。だから、われわれは、どうしても4月1日時点で少しでもたくさんの子どもの確保しておかなければならないということで、こういう体制になっております。これが、例えば4月の時点で一定の段階が決まる、さらにまた6月で一定の段階が決まる、市の方で7月以降の再調査、再精査してそこで職員数を決めるという状態であれば、民間も必ずしもそうならないんです。

ところが4月1日時点で、その年の年間の職員数が決まるわけですから、やっぱり年間を通じて職員数を確保したい、ということがこの一番の問題であります。そのへんが改められるなら、そう必死になることも要らないわけです。

#### 【委員】

待機児童を解消するために、行政から努力するよふにということ、民間保育園の場合、昨年から、4月現在でも定員外入所を認めてもらっています。そのため、その園に申し込みのある申請者については、待機児童解消のためにできるだけ努力して、もう目いっぱい入所しているということで、年の途中ではあまり途中入所を取りにくい園もあろうかと思ひます。

一方で、公営保育所の場合では定員割れしている関係で、民間に入れなひ人たちが入所されることから、年度途中入所の比率が公立の方が多ひということではないかと思ひます。

#### 【浜岡会長】

今の御意見ですと、市営保育所がそういう役割を積極的に果たす根拠は、結果としてそうなっているけれども、あまり無ひのではないかということですか。

もう少し、積極的に位置付けるよふな御意見というのはないのでしょうか。年度途中で、いろいろ保育ニーズは出てきていて、弾力的になかなか対応しにくい中で、こういう役割を一定市営保育所が担っているという事実はあるわけですから、このへんについて、民間園と同じよふに最初から十分に埋まっていけば、別の対応を考えざるを得ないと思うのですけれど。

ここの表現、この評価についての御意見がございましたらお願いしたい。

**【委員】**

この2番に限って言えば、いま会長が言われたように、市営保育所の役割のところなんです。当然、年度中途の入所希望というのは出てきて当たり前ですし、1年待て、あるいは半年待てということは、保育に欠ける状態から見れば、問題が大いにあると思うので、年度中途は、公立であっても民間であっても受け入れるべきであろうと私も思います。

例えば民間のこちらの園に行きたいというお子さんがいて、残念ながら年度中途はもう一杯なので、公立に入らざるを得ないという方がおられたとしたら、それはやっぱり問題だと思うのです。ですから、公立であっても民間であっても、当然その役割を担えるような条件整備が必要であろうと思いますし、「積極的に」とか「主として公立が担わなければいけない課題だ」という表現にするんじゃないかと、先生方の御意見を含めて、表現を直していくべきではないかと思いました。

それから、前段のことを繰り返しますけれども、「民間活力を積極的に導入できる部分であり」という表現は改めていく必要があるのではないかと思いました。このキーワードの部分について、そう思っています。以上です。

**【委員】**

この2番の場合でも他の場合でも、先ほど言いましたようにリスクといたしますか、採算を取っていかうとしたら、年間を通じて安定した経営ということを念頭に置いてやらなければならない。途中入所、また障害児にしても、やっぱり職員数との関係が裏腹に出てくる。その部分を民間でも受け入れることに対する保証というかシステムみたいなルールができてきたら、それがプール制の中での位置付けになってくるのか分かりませんが、途中入所を民間がやりますよと言ったところで、誰が財源どうしてくれるのかということに最後はなってくるのと違うかなと思います。

ですから、そこさえきちっとされたら、別に市営保育所がこの部分を担わなければならないということは、他の部分もないのと違うかなと思います。何かセットにならない限り、民間保育所にやれやれと言っても非常に難しいのではないかという思いはします。

**【浜岡会長】**

よろしいですか。今の御意見ですと、同じような年度途中の枠を設けて、それが財政的にも成り立つような仕掛けを作っておけば、公でも民でもどちらでも対応できる。なかなか現状では、そこまでの財政的なサポートが取りにくい中で、結果としてそういう最後のリスクヘッジを市営保育所が担わざるを得ないということだろうと思います。

**【委員】**

基本的に、保護者から見たら保育所は選択できるんです。年度途中でであろうと当初であろうと、必ず選択できます。だから、市営がなかなか入らずに民間ばかり入ってしまうと

というのは、これは一つの選択の結果なのです。

それともう1つは同じエリアの中でも、やはり民間の方が多いんですね。そして、年度途中に入れるといいながらも、市営は少ないんです。というのは、保護者がどちらを選択したかということを考えると、市営の方が条件的には不利であるというふうには言わざるを得ないと思うんです。

#### 【委員】

これは質問なんですけれども、乳幼一体・併設化についての説明を先ほど受けたのですけれども、乳幼一体・併設化に当たって年度途中の入所枠児童について、最初から、ある一定数確保しておくということでしょうか。でなければ、乳幼一体・併設化は定員充足率を高めていくということになりますので。ということは年度途中の入所枠を縮小するということでもあるんですね。このあたりどうなのか、お伺いできればと思います。

#### 【事務局】

ただいまの御質問についてですけれども、今回の乳幼併設化に当たって、あるいは過去もそうですが、途中入所枠という形で特にこれだけの人数を確保するということをしているわけではございません。

とりわけ、今年、来年度等に向けましては、非常に入所申し込みが増えております。そういう年度当初のニーズを差し置いて年度途中までを先にとると、これはどちらのニーズが高いのかというのは、それぞれ福祉事務所の方で最終的な御判断になると思うのですが、少なくとも今みたいに待機児童が多い中で、年度当初はむしろ待機児童を減らすために積極的に市営保育所も受けていくというのが、今の、少なくとも来年度に向けての考え方として、各市営保育所とも取り組んでおるところでございます。

ですので、そういう意味では、年度当初に一杯まで受け入れれば、年度途中の受入れについては、キャパとしても難しいというのは結果的には出てまいります。

それからもう1点ですけれども、年度当初について、民間の保育園の経営との関係で先ほど委員からも御指摘のありました点ですが、民間園において年度当初の人数によって年間の職員数を配置するという現状については、行政としても配慮しなければならない部分であろうということから、福祉事務所においては民間保育園の経営を配慮し、先に民間保育園に児童を入所していただくことが行われておると聞いております。

#### 【浜岡会長】

2番の、年度途中入所の実態というか、そういうものを反映して、市営保育所が一定の機能を果たしているのですが、これは今のお答えの中に出ていたのですが、市営保育所の一体化に伴って、市民の魅力が増していったら年度当初で枠が全部埋まってしまうというようなこともあり得るわけですね。

**【事務局】**

はい。現実には市営保育所の中でも大変な人気園がいくつかございまして、年度当初で定員外も含め一杯になりまして、年度途中は、もはや1人も入らないというところが、この4月以降いくつか出てくるだろうというふうに見込んでおります。

**【浜岡会長】**

となると、将来的なことを考えると、年度途中入所のニーズに対して、やはりちゃんと応えられるようなシステムを、市営保育所であれ民間園であれ考えておかないと、結果としてこれまで市営保育所が果たしていた役割が、市営保育所の魅力度を上げていけばいくほど、どこも受け皿がないというか、そういう問題をもたらすようなこともあるのですね。

**【事務局】**

現実には、まだそこまで到達していないんですけれども、元来は年度当初に定員100%各園が受けていただきましたら、年度途中の分につきましては定員外入所で受けていくというのが、今の児童福祉法の制度の中では考えられていまして、現在はただ、待機児童が多いために、年度当初に民間園を含めてかなり当初で定員を超えて受けていただいています。

市営保育所も、今回人数が増えて入っていますので、いわゆる年度途中の受入枠というのが、結果的にはかなり狭くなっているということでございます。その関係で、昨年度から保育所の整備に力を入れ、2年間で660人ほど定員が増えると考えておりますので、子どもがどれだけ保育園に入ってくるかという数とのバランスもありますけれども、基本的には定員を確保した上で、年度途中は定員外入所というベースにいずれは持っていかないと、特別措置をとらないといけなくなるかなとは考えております。

**【委員】**

この5つの園が乳幼一体化されることについてですが、乳幼児の定員枠の見直しというのはされているんですけれども、総定員の見直しがされていない理由というのをお聞かせいただけたらと思うのですが。

**【事務局】**

それでは配布させていただきました今回の乳幼一体併設化についての1枚ものの資料に基づき御説明申し上げます。

まず、楽只保育所、楽只乳児保育所でございますが、10名増員し、幼児の定員を10名減員するというところでございます。楽只、特に乳児保育所につきましては、やはり年度途中の入所数がけっこう増えておりまして、この3月時点でもうすでに定員を満たしてい

る状況でございます。一方で、幼児はこれまでから申し上げていますように、やはり定員割れを起こしております。

今後、この併設化によりまして、近辺での乳児のニーズを吸収しながら、幼児部分の活用ということも考えますと、この併設化によって、もう少し様子を見てまいりたい。その上で定員状況について実態と異なる部分があれば、これはその後で見直していきたいということであり、今回の併設化では、とりあえず乳児をまず満たしていきつつ、全体としての見直しは、今後経過を見てまいりたいと考えております。

それから、養正保育所でございますが、左京につきましては、乳児の待機児童が非常に増えておる中で、養正乳児保育所がもうすでに入所率が110%を超えており、さらに待っていただいている状況でございます。そういうことからしますと、一方で幼児につきましてはまだ空きがかなりありますので、まさに今回の併設化の目的であります、幼児のスペースを活用しながら乳児を受け入れていくという点について、十分に対応をこの中でできるのではないかと考えておりますので、定員総数については変えておりません。

それから、三条保育所につきましては、三条乳児保育所で現在ほぼ100%の入所率となっておりまして、さらに今後、三条保育所につきましては、4月から延長保育を新たに実施いたします。ちょうど三条京阪のすぐ近くということもございますので、また左京方面からの待機児童がこれまでから入っておられる傾向にございましたが、この延長保育によってさらに増えるのではないかと見越しております。とりわけ、乳児の部分が増えてくるのではないかとということから、全体定員としては変えずに乳児枠を増やさせていただいた次第でございます。

次に崇仁第一保育所、崇仁第二保育所につきましては、いずれも定員割れを起こしているところでございます。ただし、ここにつきましては新たに4月から延長保育を実施いたします。これは、従来から保護者の方や福祉事務所からも実施を要望されていたところでもございますので、また京都駅からも近いということで、働いておられる方が預けていくという点では便利な所であろうと思っておりますので、この延長保育を実施しながら、さらに状況を見ながら必要であれば今後見直してまいりたいと思っておりますが、とりあえず延長保育を実施の中で、どれだけの児童数を増やすということが出来るかを見てまいりたいと考えております。

それから最後に、南区の久世第二保育所、久世保育所でございます。ここは、現状でも久世及び久世第二とも定員、もしくは定員以上すでに入っております。従いましてトータルとしては、現状の状態ですすでに定員外入所も行っておりますので、この定員のもとでいきたいと考えておりますのと、また、新たに一時保育も実施し、そのもとでの保育室の活用も4月からは出てまいりますので、そういったことを考えまして定員についてはこのままということにさせていただいております。

【浜岡会長】

だんだん時間も限られてきましたので、6ページのところの3番4番あたり、障害児や特別な配慮を必要とする児童への対応及び被虐待児や気になる子どもへの対応、そこらあたりでのこうした論点の整理について御意見を頂きたいと思います。

3番につきましては、先ほどから、いろいろ委員の皆様から御意見をすでに頂いているのですが、このへんは市営保育所が一定力を発揮してきた部分ではあります。こういったことを踏まえて保育行政全体に障害児であったり被虐待児であったりといったことに対応できるような体制を、というニュアンスの整理になっているかと思いますが。

#### 【委員】

一口に障害のあるお子さんといっても、軽度の障害からとてつもなく重い障害まであって、いずれの子どもにも保育を受ける権利を保障していかないといけないと思いますし、取り立てて言うのならば、障害が重ければ重いほど、保護者の負担を軽減するということからいっても、保育を受けてもらう必要があると思います。そういう意味で、一括りで論議をしてしまうと、何かまだ手が届かない部分が出てくるのではないかと思うのです。

といいますのは、保護者としては、できるだけお家に近いところで、あるいは通勤に便利なところで預けて働きたい、生活し続けたいと思われるのは至極当然のことですし、そこで言うと、市営の保育所はそんなにたくさんあちこちにあるわけでもなく、ましてや右京には無いということですので、やっぱり民間で、それこそすべての園で十分に展開していただかなければいけないと思います。

一方、とてつもなく重い障害のあるお子さんを受け入れていくということになると、採算を度外視しながら権利保障という意味でやっていく必要があるのではないか。そういう部分は公立でなければやってもらえないし、1人もそういうお子さんを出してはいけない、という決意で公立が頑張るということを求めたいと思いました。以上です。

#### 【委員】

民間も一括りで文章化されているんですけど、実際には、全然、市の対応が違うんです。障害児といえども、ちゃんとした認定がされなければ加配の対象にはならないし、補助もつかないわけであります。我々はちゃんと早く受けたいと言いましても、1回の受診の対象が6名でそれ以上は受けてもらえない。今度、電話相談とか、特別に認めていけばということをおかれておるんですけども、そういった体制そのものが、市営保育所と民間では全然違うというところに民間の経営者の苦労というものがあるわけです。

だから、そういう対応も、市営と同じように扱ってもらえれば、もっと積極的に障害児への対応をしたいと考えているんですけども、現実にはそうはなっていないという課題があります。これは実際に明らかに違うので、その対応も考え直してもらわなければならない。

#### 【委員】

子どもの虐待との関連で、公立保育所の保育士の役割ということで、飛躍させてしまうのかもしれないですけれども、例えば5番の地域子育て支援についての最後の行ですけれども、「児童福祉センター、福祉事務所、保健センターとの連携を図りながら」という箇所、例えば、京都市は第二児童福祉センターの設置を進めております。例えば保育士がソーシャルワーカーとして活動することがあってもいいのかなと、このところよく思うんです。

京都市児童相談所における虐待認定件数は、平成21年が約600件、うち半数が就学前の子どもたちです。とすれば、保育士としての専門性を活用すべきところではないのかなと思っています。

また、経路別の認定件数を統計で見えますと、保育所のみならず児童福祉施設全体なんですが、この600件のうち約50件、8%に過ぎません。公立の保育士は児童福祉施設と児童相談所を繋ぐ役割を担うべきではないのかなと考えているんです。これは、例えば、一時保護施設である「すばる」、あるいは情緒障害児短期治療施設であります「青葉寮」、そこにおいて、ソーシャルワークとケアワークの境界線上において役割を担うことのできる専門職が求められているということです。

あるいは、京都市未来こどもプランの重点施策の1つであります病児保育につきまして、現在は医療機関に委託するという形での展開ですけれども、そこへ保育士を送り込む、いわゆる、医療保育士、病棟保育士としての役割もあっていいのかな、というようにあれこれ考えているところです。とすれば、当然、これは人事管理の問題とも関連してくるわけでありまして、例えば、崇仁へ視察をさせてもらった時に伺ったことなんですけれども、公立園長は3年で異動する、保育士は5年で異動する。こういう人事管理の問題、つまり保育所という場を超えたところで保育士が活動していくという時代状況にあっては、変えていかねばならない1つの大きな課題になるのかと思っています。以上です。

#### 【委員】

今の御意見と関連してなんですけれども、公立園の先生たちは公務員という人格を持っていらっしゃると思いますので、自園のみならず、市内全体の保育とか子育て支援に対してその力を発揮していただくのが非常に望ましいのではないかと思います。所属している1箇園にとどまることなくフリーな立場で全公立園に関わっていかれることで、様々な、きめ細かなサービスやニーズに応えることが可能なのかなと思います。

例えば休日保育も、ある1箇園でされることで、そこにフリー要員として公立の先生たちが関わっていかれる。そういう拠点がいくつかあって、そこを回っていかれるというようなことも可能なのかなと思いますながら、いろいろと考えを巡らせています。

#### 【浜岡会長】

何か、初めて「特段の理由」が出てきたような感じもします。

公務員として持っている、市内全域をにらんでいろいろ仕事をしていくとか、これは特

定の地域に密着して、そこで役割を果たしていくというようなものとはまた違う役割が果たしうるというか、そういう御指摘だったかと思います。

#### 【委員】

私も今の内容には全面的に賛成です。その分野に身を置いて仕事をしている者の立場として、現在の保育所の保育士が持っている専門性というのは、やっぱり他の部分の専門家に比べても、虐待に対する知識は高いと思いますし、現に保育所の保育士に防いでいただいた、あるいは見守っていただいたことで、どれだけ救われたのかと、今思い返しましても思っています。

その部分は、先ほど「特段の理由」とおっしゃいましたけれども、民間のところでも、当然求めていかなければならないし、現に持っておられる部分だろうと思うんですけども、被虐待児を受け入れても加算がない。このことは、ずいぶん被虐待児童に対する処遇の分野では問題になっているところですよ。

児童相談所が虐待を受けたお子さんを一時保護しまして、市内の一時保護だけでは見きれないから他の所に一時保護委託をする場合に、児童養護施設や乳児院に一時保護委託する場合だけ、被虐待児加算1日850円、ごくわずかですけれども出していいことになっておりますが、その他の施設なり里親等に委託をしたときに出してはだめだということを厚生労働省がかなり厳命いたしまして、滋賀県、それから山梨県だったと思いますけれども、それを出していたのが間違いなので返還をするというふうなことがありました。

このことは、現場で仕事をしている者にとっては非常に矛盾を感じるところでして、それなりにという表現もおかしいんですけども、専門性を持って子どもを見ていただいているのに、そこに差があってもいいものなのだろうかとずいぶん思ったことを思い出しました。

ですから、やはり子どもさんを見ているだけでも、ほかの子に比べても、ずいぶん心のケアも必要ですし、特異な行動も示します。ましてや、本当に混乱している気持ちの中で保育園に子どもを預けに来ているお母さんお父さん方の対応もしていただかなければならないし、その中で、また新たな虐待の芽も見つけてもらう、未然に防ぐという役割をお願いしながらの保育ですから、それは、国の制度にないからといって出さないということではなくて、本市独自でも何らかの対応を検討していただいて、それこそ、公立と民間がともに努力して頑張っていく部分だということを実証していただきたいと思いました。

それから、地域全体に出かけていく、拠点的なものも含めて役割を果たしていくことについても、全く同感ですし、それは公務員という人格があってこそできる部分も多々あると思います。その部分は5番になるのかなと思うのです。ここをもう少し膨らませて、現に、地域子育て支援の中では、被虐待児対応あるいは要保護児童対策地域協議会との関係でいろいろなことを展開いただきつつあるわけですから、そこで保育士としての専門的技量を大いに発揮をしていただくことが望まれるのかなと思いました。

**【浜岡会長】**

だいたい5番目のところも含んだ御意見になってきているかと思うのですが、地域の中で子育てを支援していく様々な取組ですが、これは市営保育所でなければ本当にできないのか、市営保育所にしても、市営保育所がないところもあるではないか、そういうことも含めて、この5番及び新たな保育ニーズ等も含めて、地域の中でどうするかというところで市営保育所の役割についての御意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

ここでは、地域の子育て支援について市営保育所が担ってきている部分というのは大きいわけですが、子育てに対する高い知識や豊かな経験を有する保育士が地域で活動する場の一つであって、そういったことは要するに市営でなければできないことではないんだ、という文章になっているかと思いますが。もしそういった場合に、民間でもこういう形の支援があればできるとか、展開できるということであるとか、市営保育所がない地域でどういうふうな取組ができるのかという課題も出てくるのではないかと思うのですが。

**【委員】**

地域子育て支援拠点事業は、市営保育所16箇園でやられているんですけども、これがなぜ公立ばかりでされるようになったのかとこの前質問をいたしましたら、同和対策事業があった、その流れの中で、この事業としては同じ形態で、特例事業としてやっていくという話があったと思います。

しかし、このことで民間保育所にはそういった能力が本当はないのかどうかということを含めて議論されずに、いきなり市立の保育所16箇園にいつの間にかなくなってしまったという経過がありました。民間保育所も様々なステーション事業を年間30万円の補助があるだけでやっております。これは前にもらった資料の中でも、民間保育園による地域子育て支援活動についてということで、園庭開放とか出前保育とか、いろんなことをやっております。特に、園庭開放、子育て相談、世代間交流、それから子育て講座等の事業は、ほとんどの園でやっていると思うんです。

しかも、公立では、この事業のために常勤職員2人、人件費1,600万円余り、その他にまだ70万円が別についておって、これだけの潤沢な資金をもらえたら、民間だったら、もうどんなことでもやります。これが、いつの間にか知らないけれど公立園が当たり前のようにやられているということ自体が私は根本的におかしいと私は考えておるのです。

民間園は本当に必要とされるなら自腹を切ってもやります。お金が無くても、やらなければならないことはどんどんやっていきます。だから、そのへんは、こういう事業をやるときには十分考えて欲しいと思っている。

**【委員】**

今の話と先ほどの話について、整合性を図っていく必要があるのではないかと思います。

と言いますのは、先ほどの話では、保育士としての専門的資格を持ちながら、ソーシャルワークあるいは児童福祉センターの児童福祉士を指しておっしゃっているのだらうと思うのですけれども、そういう役割も担いながら地域に入っていける、そういう役割を積極的にやっていくべきだろうとおっしゃったように聞かせていただきました。

そうすると、これは公務員であることが必要ですので、民間の方に児童福祉士を委嘱するというわけにはいきませんで、保育所と児童福祉センターと併任発令をして、そういう研修も受けていただいて、積極的に役割も果たしていただくというふうになるのかと思いますし、確かにそんなことをしていただけるのであれば、京都市は全国に誇れる虐待防止対策をやっていくということになるのではないかと思います、大変素晴らしいことだと思います。ですから、同じ被虐待児対応と言いましても、やれる分野がやっぱりちょっと違う部分はあるのかと思いますので、一括りに京都市がやれることは民間でも全部やれるというふうにはいかない部分もあるのではないかと感じたんです。

#### 【委員】

ちょっと今の虐待児とか子育ての部分で若干疑問を感じるのが、こういう虐待児の対策について、いろいろな保育士が関わっていくというのはいいんですけれども、それを全部保育所がやっていくのかというと、やっぱり相談業務、子育てでも虐待児でも、一時的な相談は、地域でいろいろな保護者の方が来られて、情報をそこで一時的に集めて、それを行政の中で連絡をとってどこかの専門の保育士が当たるとかいう、そういう制度を作るのが必要だと思うのです。虐待の受入れが全部保育所だということになると、これはもう保育所が大変なことになる。やっぱり相談とか程度をきちんとしておかないと、また人の問題が裏腹に出てくるので、市立とか民間とかいうことを別として、こういう部分での一時的な部分は保育所がやるというのはいいんですけれども、何でも保育所だというと、これはもう限界を超えて、誰がどうか、専門性の何やとかになるので、やっぱり程度をどこまでということばきちんとしておく方がいいのではないかというような感じはします。

#### 【浜岡会長】

だんだん時間も迫ってきましたけれども、各論についての御意見というのは、そろそろまとめにしたいと思うのですが、6番のところを含めて、御意見いただけたらと思います。

#### 【委員】

6番の部分も、これは民間でも十分にやっておられるので、その他でいろいろな、失礼な言い方ですけども、不採算な保育の部分というのがあると思うのですけども、それが24時間保育であつたり、病児保育といいますか特殊な部分はある程度行政がやるか、そうでなかったら、24時間保育というのはもう他所でやっているような株式会社か何か、そういう飛び越えたようなものの考え方にならない限り、今の社会福祉法人の枠の中で、一

方では経営とかいう部分を見ると、どこでもというのは非常に難しいので、モデル的な部分が定着するまでは、やっぱり行政が担っていかねばならない部分があるのかという思いはします。

【委員】

6番の(2)番、24時間保育ですが、京都市内ではどこもされていないと思うんですけども、ニーズはあると思いますので、公営でぜひ実施されるのが望ましいかと思います。

【委員】

私も6番の(2)番の関係ですが、東日本大震災の関係で子どもたちはどうしているだろうとか、保育所が避難所代わりになって皆さんが来られてその時に、きっと保育所だったら備蓄の食料も一定あるのでそれを放出されたんだろうとか、それは民間でも公立でも一緒じゃないだろうとか、いろいろなことを思うところがありました。

何よりも大事なのは、公立保育所とか行政の機関であるところが身近にあることの、何か心強さみたいなことがあると思ってしまって、そんな論議にはなっていないんですけども、例えば京都市の公立保育所が地域に1つもなくなってしまう時に、もしもそういう非常時の時の不安というのが1つあるんじゃないかなと思って、保育の仕事に直接絡んではないかもしれませんが、あそこに行けば京都市の公務員がいるということが、地域としては大変ありがたいことになるのかなと改めて思った次第です。

もう1つは、救援救出活動の中で頑張っていたいただいているところに、京都市消防局と背中に書いた制服を着た隊員の方もいらっしゃいましたし、京都府警のお巡りさんもおられるし、いろんなところから行政職員に限りませんが、派遣をされて業務として、本当に日夜頑張っておられる姿に、実際何十時間ぶりに救出された方が出てきたり、ニュースで見たりして、本当にこれは良かったなと思うんです。

一方、こういうふうにな身を粉にして働いている職員の後ろには、常だったら、夕方迎えに行ったら家に帰っていたこの人たちのお子さんもやっぱりいるのかなと思うんです。そういう時に、誰が見ているんだろうと同時に思ったりしています。それは、即どんな制度でということにはならないんですけども、こういう緊急の場合に、例えば近隣であるとか、近隣の府県であるとか、そんな形でお母さんだって、看護師とかいろんな形で現地に行かなければならない方々も当然あると思うんですけども、平時の場合だけではなく、このような緊急事態、非常事態、1千年に1回かもしれませんが、こんなことが起こることも踏まえて想定外というようなことを言わなくていいように、それこそ想定して考えておいて、万全の対策を取っていくことが必要なのかと時節柄思った次第です。

【委員】

8ページの最後に示されています、市営保育所がモデル的に先行実施する、これは前回

の委員会において委員からの指摘されたことであろうかと思うんです。私はこの考え方に全面的に賛成をいたしております。とすれば、行政区全体のバランス、再編の議論も将来的には必要になってくるように思うんです。

例えば山科区には乳幼一体・併設型の保育施設がありません。鏡山保育所は単独幼児であり、子育て支援ステーション、地域子育て支援拠点事業も、私が理解する範囲において無かったように思うんです。さらに、入所率は約5割です。

こういった行政区全体のバランス、再編の議論についても将来的には必要になってくるということを、1点指摘させていただきたいと思います。以上です。

#### 【委員】

2点ほどあります。1つは避難所の話がありましたけれども、我々は私立といえども公共性がありますから、緊急の場合は避難所としての役割を担わなければならない。これは何も公立だけの話ではなくして、私どもも同じような思いを持っております。それと、ほとんどの園長は、保育園というものは公的なものであるという認識を持っていると思います。だから、我々自身が公的な仕事をしているという認識を持ちながら、京都市の保育を担っているという、その意識はほとんどの園があると思います。

だから、私はその中で経営をしていかなければならない。しかし、経営をしていくためには、子どもが来なければ保育所が成り立たないということで、やっぱり子どもを集めるあらゆる努力をしておることが、経営の一番の理念でありますから、そういう意味で、その理念というものは、私立といえども公立と同じように社会的責任を負っているということであるわけです。その中でより健全な経営をしていく、そしてコスト的には、できるだけ京都市の期待に応えて引き下げていかなければならないという思いを持ってやっているわけでありますから、そういう点はきちっと申し上げておかなければならないと思うのです。

#### 【浜岡会長】

ありがとうございました。

そろそろ予定の時間がまいりましたのでまとめをして、次回に引き継ぎたいと思うのですが、今日は市営保育所のあり方ということ巡って、いろいろ委員の皆さんから御議論いただきました。

民間保育園も設置形態としての市営保育園も同じような形で頑張っているというところについては、委員の皆さんのところでは共通した認識になっていたかと思えます。

ただ若干、表現で「特段の理由はない」という言葉がたくさん出てくるんです。読んだ印象からすると、わざわざ行政直営でやっている保育所なのに、「特段の理由はない」というふうになると、実際に良い実践をやられている人からしても、「何だ、それほど特段の理由がないのか」というふうに受け止められてしまう恐れもあろうかと思えます。

問題は、やっぱり直営でやるからには、直営でやるための理由が必要だろうと思うんです。公務員という側面からして、もっと全市的な視点でいろいろ関わったり、サポートできるんだと、何点かモデル的に実行していくという点での特徴をもっと発揮しようだとかいくつか出てきたんですが、そのへんをもう少し丁寧に表現する必要性があるのかなと思います。

今日の委員の皆さんの御意見を聞きながら、キーワードが繰り返し出てくるわけですから、若干そのへんは項目に応じて、直営保育所が果たすべきというか、全体としては同じことなのですが、それが持っている役割みたいなものを、もう少しポジティブに表現した方が、市民の側から見てもそんな特段の理由のないものをなぜ税金でやるのかという感じの受け止められ方をされてもまずいですし、実際そこで働いている保育者とかベテランの保育者の人たち含めて良い実践を行われているわけですから、そういった人たちが今後も意欲を持って取り組めるような表現、今後の皆さんの議論の中でより良いものにしていけたらと思います。

時間ぎりぎりまで来てしまいましたが、今日の議論はこのくらいにさせていただきます。今後、委員の皆さんの今日頂きました御意見も踏まえまして、民間保育園と市営の保育所の今後の役割や機能のあり方について、最終的な整理というかそういう段階に入っていきたいと思います。配置のあり方ですとか保育のいろんなプロセス含めて、次回のところで御議論をさらに展開できたらと思っております。

当初の予定ですと年度末で最終答申というふうなことで言われてまいりましたけれども、議論がいろいろ展開してきているということもありますし、当初の方向ですと、国の保育政策や行政の動き方なんかも視野に入れながらということで最終答申をまとめたいたいというような議論をしていましたが、ちょっとそちらはだいぶ迷走気味なようでして、ここでまとまる議論もなかなかまとめるににくいというような状況もありますので、年度はまたぐことになるかと思いますが、さらに最終意見に向けて今後この分科会で議論を深めてまいりたいと思いますので、これからもよろしく御協力お願いいたしたいと思います。

それでは、これで終了したいと思いますので、事務局の方に進行をお返しします。よろしく申し上げます。

#### 【事務局】

委員の皆様、長時間にわたりましてありがとうございました。

次回につきましては、第7回ということでございまして、会長の方から御案内ございましたとおり、年度を超えますけれども4月の中旬の予定をしております。具体的な日程等が決まりましたら、改めて御案内申し上げますので、御出席のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、以上を持ちまして終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。

— 閉会 —